

第3章

基本理念と計画の目標

1. 基本理念

精華町の高齢福祉に係る基本理念「高齢者が安心して生き生きと自立して暮らせるまちをめざす」を次のキャッチフレーズで示します。

いくつになっても につこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町

2. 計画の目標

基本理念のもと、地域の住民や多様な主体が参画し、世代や分野を越えつながる地域共生社会の実現に向け、また、地域共生社会を土台とした地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として、この計画の目標を2つ設定し、高齢者の幸福感の向上、健康寿命の延伸等をめざします。

いくつになっても元気に暮らせる！

誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

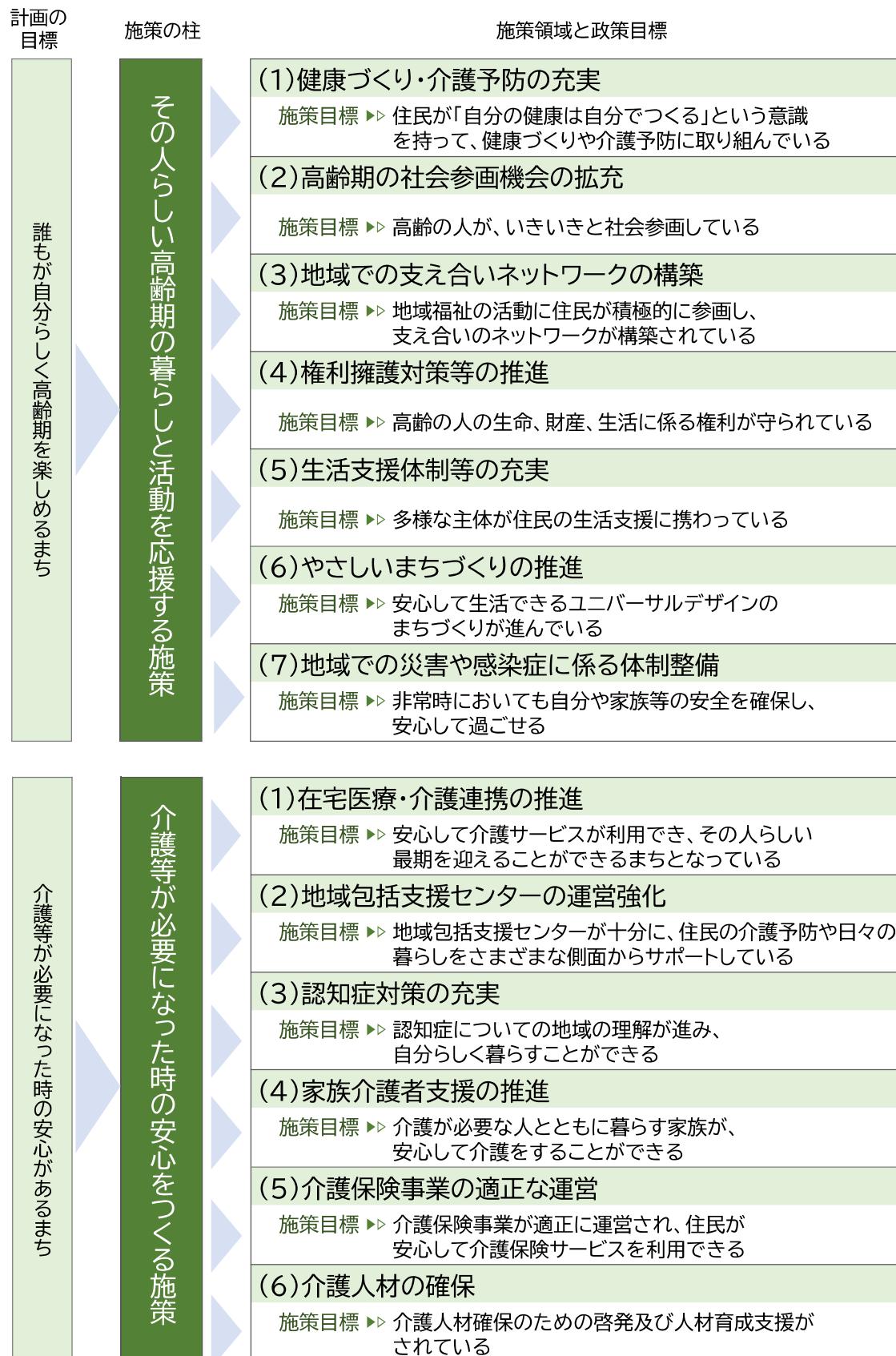
人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、
自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

いくつになっても仲間とともに！

介護等が必要になったときの安心があるまち

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによろこびあい、
支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

3. 施策の体系図



第4章

精華町の高齢福祉施策の内容

1. その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

(1) 健康づくり・介護予防の充実

◆ 概要と現状

「精華町健康増進計画」や「せいか365^{※1}」に基づき、健康寿命の延伸のための活動を行っています。令和4年度(2022年度)に実施した介護予防日常生活圏域ニーズ調査(以下、「ニーズ調査」)では、「せいか365」の認知度は前期計画策定時よりわずかに上昇していましたが、依然として、約5割は知らない現状がみられました。

地域での介護予防の取り組みについては、健康づくり・介護予防センター^{※2}を中心に、住民主体の体操の居場所づくりが広がっています。また、ニーズ調査の結果では、「フレイル^{※3}」の認知度が2割弱から約4割まで上昇しました。

また、要介護状態のさらなる進行をできるだけ防ぐため、保健・医療・福祉の連携のもとで個別の状況に応じた適切な介護予防事業、介護保険サービスのリハビリテーションの提供体制をつくることで重度化防止に取り組んでいます。

施策	方針(内容)
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">●健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。
介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none">●ふれあいサロン等住民主体の活動の機会にあわせ、保健師等の専門職も関与し、「シニアのための健康づくり講座」等介護予防等の普及を行うとともに、介護予防活動の担い手の育成等の支援を行います。●各地域で体操の居場所ができるよう立ち上げを支援し、継続的に活動を行えるよう助言に努めます。健康づくり・介護予防センターを中心に、住民主体での体操の居場所の拡大と周知強化を図り、多くの方に参加してもらえるよう啓発に取り組みます。●保健事業と介護予防にて、一体的に実施し、健診情報を活用した支援や地域の通いの場を活用したフレイル予防の啓発に取り組みます。●一般介護予防評価事業により、通いの場の参加者データ等を活用し、介護予防効果の評価、アセスメントにより、効果的な活動につなげるための支援を行います。

施策	方針(内容)
介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進	●介護や支援が必要となった人が、安心して地域で生活できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを提供します。
リハビリテーション提供体制	●寝たきり防止のために、発症早期(急性期)と回復期・維持期のリハビリテーションの提供体制の強化に取り組みます。

※1 せいか365

町民一人ひとりが健康づくりに主体的に参画することで、笑顔でつながり地域で支え合いながら、健やかで元気に満ちた地域社会を実現するための取組。

※2 健康づくり・介護予防センター

地域で健康づくり、介護予防の啓発や活動を行うセンターのこと。「住民主体の体操の居場所づくり」や「体力測定」を行う。

※3 フレイル

気力・体力等の低下により、心身が虚弱になった状態のこと。

【参考指標】

指標	指標の定義	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	目標値
平均自立期間	国保データベース(KDB)健康スコアリングによる、日常生活動作が自立している期間の平均	男 81.4 歳 女 83.9 歳	男 82.4 歳 女 84.5 歳	↗
主観的健康観	ニーズ調査において、「とてもよい」または「まあよい」と回答した人の割合	81.8%	78.6%	↗
要支援認定者の1年後の重度化率	国保データベース(KDB)健康スコアリングによる、要支援1・2の人の1年後の重度化率の平均値	24.5%	24.6%	↘

※目標値のうち、↗は2022年(令和4年)実績値からの数値上昇を示し、↘は2022年(令和4年)実績値からの数値低下を示す。(以下同様)

(2) 高齢期の社会参画機会の拡充

◆ 概要と現状

高齢者が、誰もが人生を通じて培った自らの経験や知識、知恵を生かして、地域社会の中でますます活躍し、社会参加ができるよう、さまざまな場や機会の提供を行います。

また、高齢者が趣味・社会貢献活動等を行えるような場として、老人クラブや生涯学習などの機会を確保していますが、老人クラブの会員数が減少傾向にあるため、魅力ある活動となるよう支援が必要です。

施策	方針(内容)
働く場と機会づくりの促進	<ul style="list-style-type: none">●シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場や社会参加等の機会づくりを促進します。●町内に立地している企業や雇用主に対して、国や京都府、関係機関等による高齢者の雇用に関する支援策等について情報提供を行います。●せいかジョブポイントと連携し、高齢者の就労の機会の拡大を図ります。
趣味・社会貢献活動等の促進	<ul style="list-style-type: none">●老人クラブ等の活動が会員の減少や高齢化を踏まえ、魅力ある活動となるよう支援します。●趣味活動や自主活動サークル等への参加を促すために、情報提供や場、機会づくりを行います。●精華町社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPO法人の活動等を支援します。●精華寿大学^{※1}等生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図ります。●高齢者が働いているときから地域の社会活動を知る機会を得るために、先進事例を参考に、高齢者が興味を持つことができる講座の開発を進めます。

※1 精華寿大学

精華町教育委員会生涯学習課が実施している、町内在住で60歳以上の人を対象にした講座。講演や見学会等を年間に7回程度開催。

食生活、歴史、軽運動等、幅広い教養講座を開催しており、6回以上出席した人には寿大学の修了証を渡している。

(3) 地域での支え合いネットワークの構築

◆ 概要と現状

「精華町地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動への住民参加をさらに進め、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

属性や世代を超えた課題に対して、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む、重層的支援体制の整備^{※1}を進めていますが、ニーズ調査の結果では、約4割が家族や友人・知人以外の相談相手がないと回答しており、相談先に関する情報周知が求められています。

地域で安心して生活できるための支援の一環として、令和5年度(2023年度)より、課税状況にかかわらず緊急通報装置の利用料を無料化しました。

また、高齢者の生活を守るため、警察や危機管理室と連携を図り、介護予防事業での交通安全の啓発、高齢者の通いの場(サロンおよび体操の居場所等)で特殊詐欺被害防止等の知識の普及および意識啓発を行いました。

施策	方針(内容)
高齢期に関する住民の相互理解の向上	<ul style="list-style-type: none">●世代間交流、同世代交流を促進し、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理解を深めます。●多様な通いの場の立ち上げにつながるよう、補助金利用や生活支援コーディネーターとの連携を可能とする支援を行います。
高齢福祉ボランティアの養成・確保	<ul style="list-style-type: none">●地域の高齢福祉ボランティアの養成・確保を図るとともに、ボランティア活動に係る情報発信、交流等を行います。
身近な居場所・活動拠点づくりの促進	<ul style="list-style-type: none">●高齢の人だけでなく、障害のある人とその家族、介助・介護者等のさまざまな生活のしづらさがある人が地域で孤立することのないよう、総合的な相談支援の体制づくり、身近な居場所づくりを進めます。
総合的な相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">●高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受付についても窓口となって支援を行います。

施策	方針(内容)
地域生活での安心サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急通報装置の設置等の緊急連絡時の体制整備に取り組みます。 ●絆ネットコーディネーター※2、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店※3との連携を図り、企業との協定を活用しながら、昼間独居を含む高齢者のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。 ●避難行動要支援者の支援を充実させます。 ●地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築の促進に取り組みます。
生活安全に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●警察と連携し、交通安全、防犯・防災や特殊詐欺被害防止等について、高齢者の集まる機会を利用し、関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。

※1 重層的支援体制の整備

令和3年4月に社会福祉法の一部が改正され、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「世代や属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設された。

※2 絆ネットコーディネーター

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っている。一般的に、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)という。

※3 まちの福祉サポート店

高齢や障害、認知症等の理由により買い物等の日常生活にお困りの方を支援し、その生活を守るために、商店や事業所等を「まちの福祉サポート店」として登録している。

【参考指標】

指標	指標の定義	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	目標値
地域活動参加率	ニーズ調査において、週1回以上地域の活動に参加していると回答した人の割合	—	34.1%	↗
地域包括支援センターの認知度	ニーズ調査において、「役割について知っている」または「名前だけは知っている」と回答した人の割合	62.5%	68.8%	↗

(4) 権利擁護対策等の推進

◆ 概要と現状

高齢者の基本的人権が損なわれることがないよう、高齢者虐待の予防と、対策を充実するとともに、判断能力が十分でなくなった場合にも権利や財産を守るために成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者の権利擁護対策に取り組んでいます。

介護保険のパンフレットや地域包括支援センターの周知リーフレットにて高齢者虐待の相談先を掲載し周知するとともに、警察、包括支援センター、介護保険事業所とも連携を図り、家族等の支援を行いました。

令和4年版消費者白書によると、令和3年(2021年)に寄せられた消費生活相談のうち、65歳以上の高齢者が約3割を占めています。また、認知症高齢者の消費生活相談では、被害にあっていることに本人は気づかないケースが多くなっています。このような人の被害の未然防止や早期発見のためには、特に周囲の見守りが重要です。地域包括支援センターでは、相談内容を精査し、必要時には専門機関につないでいます。

施策	方針(内容)
高齢者虐待の予防と対策	<ul style="list-style-type: none">●高齢者虐待の早期発見・早期対応の取り組みと家族の生活環境全体への支援を行います。また、認知症の啓発に取り組むことで未然防止に努めます。●高齢者虐待の関係機関との連携の強化および府内の連携強化により、虐待の早期発見・早期対応を図ります。●虐待の対応にあたっては、継続して虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、家族の生活環境全体への支援を行います。●介護サービス施設等においても、研修等を通じ、虐待防止など高齢者の権利擁護を推進します。
成年後見制度等の利用支援	<ul style="list-style-type: none">●成年後見制度の審判申立制度(町長申立て)や利用支援事業(助成制度)、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。●市民後見人の育成・確保について精華町権利擁護・成年後見センター※1の他、関係機関とともに進め、身近に相談できる窓口の周知を図ります。

施策	方針(内容)
消費者被害の予防と対策	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人クラブ等の関係機関・団体との連携を図りながら啓発、注意喚起を行います。 ●消費者被害を受けた人を救済するために、消費生活センターでの相談や警察等との連携をしながら、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。

※1 精華町権利擁護・成年後見センター

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の権利を守り、成年後見制度やその他の制度の利用ができる仕組みづくりを目的に、令和元年(2019年)7月1日に開設された。精華町権利擁護・成年後見センターは、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用のための中核機関としての機能を担う。

(5) 生活支援体制等の充実

◆ 概要と現状

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援1・2の認定を受けた方や事業対象者が自立した生活をするために、訪問介護員やボランティア等が、掃除、洗濯、買い物等の生活支援を行っています。また、通所介護施設やNPO法人・住民団体による介護予防の通いの場の取組や短期集中介護予防サービスに取り組んでいます。

健康づくり・介護予防センター(すてき 65 メイト)が中心となり、体力測定や住民主体の体操の居場所づくりに取り組んでいます。新しく体操の居場所が立ち上がっていますが、現在の担い手・参加者ともに高齢となっているため、居場所継続が困難となり、中止となる居場所もあるなど、新たな担い手が必要となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により計画していた事業が実施できず、健康づくり・介護予防センター(すてき 65 メイト)の養成者数は目標には届きませんでした。ニーズ調査の結果では、健康づくり・介護予防センター(すてき 65 メイト)の活動内容の認知度は1割に満たない状況です。地域での活動に意欲のある人が活躍できる環境づくりに向け、周知啓発が重要です。

また、総合事業の充実を目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政が連携し、通いの場、生活支援、見守りの創出に取り組みました。高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進め、高齢者の人材発掘や社会参加を目的に、令和4年度(2022年度)に「人生活躍セミナー」を開始しました。

【 介護予防、生活支援サービス事業の整備状況 】

●○●訪問型サービス●○●

●○●通所型サービス●○●

町内	訪問従前相当サービス ※訪問介護員による身体介護、生活援助	4か所
	訪問サービス A ※生活補助等	2か所
町外	訪問従前相当サービス	17か所
	訪問サービス A	3か所

町内	通所従前相当サービス ※介護保険による通所介護と同様のサービス。生活機能の向上のための機能訓練	5か所
	通所型サービス A ※ミニデイサービス、運動・レクリエーション等	3か所
町外	通所型サービス B ※体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	7か所
	通所型サービス C ※生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	1か所
町外	通所従前相当サービス	13か所
	通所型サービス C	1か所

施策	方針(内容)
介護予防・生活支援サービス事業の充実(訪問型サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援1・2の認定を受けた方や事業対象者が自立した生活をするために、訪問介護員やボランティア等が、掃除、洗濯、買い物等の生活支援を行います。 ●訪問サービスの不足があることから、生活支援スタッフ養成を計画的に行いサービス体制の強化を図ります。
介護予防・生活支援サービス事業の充実(通所型サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護施設やNPO法人・住民団体による介護予防の通いの場の取り組みや短期集中介護予防サービスに取り組みます。 ●多様なサービスへの利用につながるよう、適切な介護予防ケアマネジメントへ取り組みます。
通いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進め、今後も事業を実施継続するとともに、新たな担い手育成につながる仕組みづくりに努めます。 ●高齢者ふれあいサロンや体操の居場所の活動支援に取り組み、生活支援コーディネーター※1と連携し、地域の通いの場づくりや介護予防活動を行う健康づくり・介護予防サポーター(すてき65メイト)を養成します。
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●総合事業の充実を目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政が連携し、通いの場、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。 ●住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体によるさまざまな生活支援サービスの提供体制を促進します。 ●互助を基本とした生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや協議体等を設置し、多様な生活支援の取り組みについて検討します。 ●地域団体による総合事業や地域共生社会の考え方等、共助による福祉環境の充実が求められる中、高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進めます。

※1 生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、住民等で構成する協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域のさまざまな活動をつなげ、組み合わせる調整役のこと。

【参考指標】

指標	指標の定義	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	目標値
地域活動への参加意向	ニーズ調査において、地域活動への企画・運営として「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答した人の割合	32.0%	29.2%	↗
在宅生活継続意向	ニーズ調査において、介護を受けたい場所が「自宅」であると回答した人の割合	40.7%	46.5%	↗

(6) やさしいまちづくりの推進

◆ 概要と現状

高齢期に対応した住まいづくりを促進するため、高齢になっても安心して住める住宅整備を行います。

町内の移動手段確保の取り組みとして、これまでの「精華くるりんバス」運行に係る実績と課題について総括を行い、その結果を踏まえ、北ルートエリアのデマンド交通への切り替えを予定しています。また、高齢者に限らずすべての人が利用しやすい施設や安心して暮らせるまちづくりに向け、「京都府福祉のまちづくり条例」や「精華町やさしいまちづくり指針」に基づき、公共施設、道路、公園等の整備を行っています。

施策	方針(内容)
高齢期に対応した住まいづくりの促進	●住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等(サービス付き高齢者住宅等)に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を行います。
移動のしやすさの確保	●鉄道、路線バス、タクシー等の公共交通機関と、町が運営する地域コミュニティ交通を組み合わせながら、日常の外出に係る交通手段を確保・維持します。 ●コンパクトで歩きたくなるまちづくりへの誘導と地域公共交通のネットワーク化により、自家用車に過度に依存しないまちへの転換を長期的視野で進めます。 ●外出の機会の充実に向け、民間事業者やNPO等の団体等と連携し、環境整備に努めます。
公共公益的施設のバリアフリー化の促進	●公共施設、道路、公園等の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」や「精華町やさしいまちづくり指針」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方等を踏まえた設計とします。

(7) 地域での災害や感染症に係る体制整備

◆ 概要と現状

精華町における高齢者のみの世帯数は増加を続けています。地域での安心な暮らしの継続や、災害等の緊急時の対応のため、平時から地域での見守り体制構築に向けて、地域の見守り活動や高齢者サロン、体操の居場所等、地域の支え合いの活動支援に取り組みました。

避難行動要支援者^{※1}の安全な避難につながるよう、危機管理室・社会福祉課・ケアマネジャーと連携し、個別避難計画の作成の取り組みをすすめています。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためさまざまな活動が制限を受けましたが、感染予防に関する健康教育・通いの場の活動を継続できるよう支援しました。医療介護連携の取り組みでは、新型コロナウイルス感染症における感染予防方法の研修や、介護サービス継続における検討、好事例の情報共有を行いました。

施策	方針(内容)
平時からの見守り活動の促進	●地域の見守り活動や高齢者サロン、体操の居場所など地域の支え合いの活動の支援に取り組み、地域住民、民生委員、ボランティア等と連携し、見守り活動の促進を図ります。
避難行動要支援者の支援体制の促進	●介護保険事業者、民生委員、ボランティアが連携し、災害時避難支援の必要な方の把握に努め、災害時避難支援の必要な方は、介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センターと本人同意による避難支援プランができるよう取り組みます。
感染症予防のための啓発と環境整備の取り組み促進	●高齢者の重症化につながる感染症の予防策について啓発を図ります。 ●新型コロナウイルス感染症への対応を振り返り、感染症流行期においても、介護予防サービスの供給が保たれるよう体制を整備するとともに、事業所等への支援や情報共有を行います。

※1 避難行動要支援者

高齢者、障害のある方、妊娠婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人のこと。

2. 介護が必要になったときの安心をつくる施策

(1) 在宅医療・介護連携の推進

◆ 概要と現状

後期高齢者の増加にともない、在宅で介護を受けている人の医療ニーズの高まりが予想されます。本人の希望に応じた在宅生活の継続や在宅での看取りのためには、医療と介護が連携してサービスを提供することが重要です。

支援が必要な高齢者がサービスを適切に受けられるよう、適切な居宅サービスの整備に向けて取り組んでいます。介護サービス事業所に向けては、精華町居宅介護支援事業所等連絡協議会にて情報共有や研修を実施しています。また、住民に向けての情報周知として、町内で利用できる居宅サービスを介護保険パンフレットに掲載しています。

現在、町内には、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人福祉施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）がそれぞれ1か所あります。地域密着型サービスの公募を行いましたが、新たな事業所参入には至りませんでした。

在宅医療・介護連携の推進に向けた取り組みを進めていますが、令和4年度（2022年）に実施した介護サービス事業所調査の結果では、利用者のかかりつけ医との連携ができていない事業所もみられました。かかりつけ医との連携の重要性や、連携促進に向けた顔の見える関係づくりが重要と考えられます。

自分自身や家族の終末期との向き合い方に関する、知識普及と意識啓発として、「エンディングカード相談」を使用して看取りを考える機会を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。ニーズ調査の結果では、約5割が自宅で最期を迎えると回答している一方で、ACP^{※1}の認知度は約3%にとどまっています。看取り期のケア体制づくりでは、在宅医療・介護に関する相談支援、多職種間の相談を実施しました。

施策	方針(内容)
居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">●事業者間での適切な競争と有効な連携により、サービスの確保と質の向上を図ります。●必要な居宅サービスの充実を図り、安心して在宅生活が送れるよう環境整備を行います。
介護保険施設サービス等の確保・活用	<ul style="list-style-type: none">●介護予防サービスや居住サービス、地域福祉の取り組みとの連携のもとで施設サービスの最大活用を図ります。●サービスの利用状況や今後のサービスニーズの見込みをもとに、施設サービスの整備について検討していきます。

施策	方針(内容)
地域密着型サービスの充実	●可能な限り居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けるように、今後も継続して地域密着型サービスを充実させていきます。
在宅医療・介護連携の推進	●包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう促進を行い、効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実に向けて医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設けます。
看取りに関する知識普及と意識啓発の推進	●自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組み、ACPの活用を促進します。 ●精華町社会福祉協議会や京都府、関係機関等との連携を図り、エンディングノート ^{※2} 等を活用し、知識普及と意識啓発を推進します。 ●看取り期や看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア ^{※3} 等の普及啓発に取り組みます。
多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進	●地区医師会、介護保険事業所、医療機関等の協力のもと、在宅・病院・施設等での個々人の状況に応じた質の高い看取りが実現できるよう、在宅医療・介護の連携、多職種協働等を促進します。

※1 ACP(人生会議)

もしものときのために、自らが大切にしていることや希望する人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族等の信頼できる人や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取り組みのこと。

※2 エンディングノート

人生の終盤に起こりうる万が一の事態に備えて、治療や介護等についての自分の希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリスト等を記しておくノートのこと。

※3 グリーフ・ケア

大切な人を亡くし、大きな悲嘆(グリーフ)に暮れている人に対して、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援すること。

【参考指標】

指標	指標の定義	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	目標値
ACP の認知度	ニーズ調査において、「よく知っている」と回答した人の割合	5.8%	2.7%	↗
最期を迎える たい場所	ニーズ調査において、「自宅」と回答した人の割合	49.6%	48.5%	↗

(2) 地域包括支援センターの運営強化

◆ 概要と現状

地域各域包括支援センターは、地域に住む高齢者の健康や生活を総合的に支え、地域包括ケアシステムの中核的な役割をもつ機関です。今後のさらなる高齢化の進展や単身世帯の増加などの社会状況の変化、個人や世帯の複合化する課題に対応できるよう、地域包括支援センターの機能強化および運営体制の整備、職員の資質向上に取り組みます。

相談件数や虐待事例・困難事例が増加し、負担が増大しているため、各地域包括支援センターの人員の強化を行いましたが、今後の高齢者人口の増加に備え、さらなる体制強化を図る必要があります。

町と事業所、社会福祉法人、NPO法人や地域団体等、多様な主体と連携し、高齢者を支える環境について検討する等、地域ケア会議の充実を図ります。また、地域包括支援センターを中心として、課題のあるケースを中心に専門職や住民等で個別地域ケア会議を開催しています。

さらに令和3年度(2021年度)より、町主体で短期通所型支援サービスCを利用していけるケースを中心に、自立型地域ケア会議の実施を開始し、包括支援センター・リハビリテーション職・歯科衛生士・栄養士・薬剤師等専門職が参加しました。

施策	方針(内容)
地域包括支援センターの機能充実	<ul style="list-style-type: none">● さまざまな相談内容に対応し、かつ適切にこたえられるよう、事例検討を実施などにより対応策の検討を進めるとともに、自己評価表の記入を行う等各職員のスキルアップを図ります。● 町、関係医療等との多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。● 地域包括支援センターが適正に運営できているかPDCA^{※1}に基づき評価を行います。●さらなる高齢化を見据え、地域包括支援センターの体制強化を図ります。
地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none">● 困難事例等の個別地域ケア会議^{※2}を開催し、個々のケース課題から地域課題の明確化を図ります。また、地域ケア推進会議^{※3}の実施を目指します。

※1 PDCA

どのような過程で回すことが効率よく、業務を行えるかという理論のこと。Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Act(改善)の頭文字を取ってPDCAサイクルという。

※2 個別地域ケア会議

個別ケースの支援内容を検討することによって、ケアマネジメントの支援、地域包括支援ネットワークの構築及び地域の課題の把握をするために行う会議のこと。

※3 地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムの実現のため、地域ケア個別会議で把握した地域の課題を協議し、地域づくり、社会資源の開発及び施策形成を図るために行う会議のこと。

【参考指標】

指標	指標の定義	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	目標値
地域包括支援センターの認知度	ニーズ調査において、「役割について知っている」または「名前だけは知っている」と回答した人の割合	62.5%	68.8%	↗
地域等で活動する団体が相談先として地域包括支援センターを案内する割合	地域団体アンケート調査において、団体の参加者や対象者から相談を受けたときに案内する相談先が地域包括支援センターであると回答した団体の割合	—	48.3%	↗

(3) 認知症対策の充実

◆ 概要と現状

今後増加すると予想される認知症の方やその家族が、できる限り住み慣れた環境で自分らしく尊厳と希望を持って暮らし続けることができる社会の実現のためには、認知症に関する正しい理解が必要です。また、ニーズ調査の結果では、認知症に関する相談窓口を知っているのは4人に1人であり、相談先の周知、早期発見・早期対応、相談支援体制の充実や、介護する家族への支援、認知症の方が安心して社会参加できる仕組みづくりなど、幅広い支援が求められます。

自治会、企業、行政、学校等を対象に認知症サポーターの養成を行っています。また、認知症の人が必要としていること等を語り合う「おはなししましょう会」を令和3年度(2021年度)に立ち上げました。

認知症予防に向けて、介護予防サポーターを中心に体力測定や住民主体の体操の居場所づくりに取り組んでいます。通いの場(高齢者サロン・老人会・体操の居場所)においては、保健師や専門職(栄養士・歯科衛生士等)によるフレイル予防の周知啓発を行っており、フレイルのおそれのある方には個別相談を行っています。また、高齢者の役割保持や社会参加につながる「人生活躍セミナー」を令和4年度(2022年度)より開始しました。

認知症初期集中支援チームでは、認知症の心配がある方や家族に早期に関わり、介護サービスや医療へつなげる取り組みをしています。

認知症高齢者等SOSネットワーク事業にて、事前登録及び検索協力登録の啓発にも取り組んでいます。令和5年度(2023年度)より、個人賠償責任保険事業、みまもりあいステッカー利用補助事業を開始しました。

施策	方針(内容)
普及啓発・本人発信支援	<ul style="list-style-type: none">●認知症ケアパス^{※1}等の活用により、認知症の正しい理解や早期発見等、認知症地域支援推進員を中心に知識普及と意識啓発を推進します。●認知症の方やその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症サポーターの養成を継続して行うとともに、精華町キャラバン・メイト連絡会と連携し、認知症サポーターの講師役となるキャラバン・メイトの養成等に取り組みます。●精華町チームオレンジを立ち上げ、認知症の方が自分らしく暮らし続けることができるまちづくりに取り組みます。●認知症の方が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」の場をつくり、当事者同士による相談活動(ピアサポートによる支援)を推進します。

施策	方針(内容)
認知症の予防に関する取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の役割保持や社会参加の機会をつくるとともに、住民団体の活動の継続及びフレイル予防や生活習慣病予防に取り組みます。 ●地域回想法※2リーダー(つなぎ隊)と協働し、高齢者ふれあいサロン等での地域回想法の実施に取り組みます。
医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医や、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム※3等と連携して認知症の早期発見・早期対応に努め、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の方に対しては、地域包括支援センターを中心に、地域、サービス事業者、行政が連携して、できるだけ住みやすい地域で生活できるように支援します。 ●認知症高齢者等SOSネットワークの構築のため、関係機関や団体等と調整を図ります。 ●メール配信による検索連携体制の充実に取り組み、事前登録者・検索協力登録者および検索協力企業の増加を目指します。 ●若年性認知症の方の、居場所づくり、就労・社会参加支援等のさまざまな分野にわたる支援を京都府等と連携をもちながら総合的に講じていきます。

※1 認知症ケアパス

自分や家族、身近な人が認知症になった場合の対応法や、症状の進行にあわせて、町内で利用できるサービスや相談先、医療機関等の連絡先を具体的に記載しているもの。

※2 地域回想法

昔を思い出し語り合う認知症予防のアプローチ法である回想法を通じて、地域の繋がりを作っていくこと。

※3 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症の疑いのある人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行うチーム。

【参考指標】

指標	指標の定義	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	目標値
認知症の相談窓口の認知度	ニーズ調査において、「知っている」と回答した人の割合	33.9%	24.2%	↗
認知機能低下のリスク	ニーズ調査の認知機能低下のリスク判定において、「リスクあり」と判定された人の割合	54.4%	40.6%	↘

(4) 家族介護者支援の推進

◆ 概要と現状

介護する家族の方は、精神的・体力的な負担を抱えていることが多く、さらに核家族化や地域のあり方の変化などにより、相談できずに不安や負担が大きくなっていくことがあります。介護する家族が周知とつながることで、精神的な負担を軽減したり介護等に関する情報を手に入れられるよう、様々な取り組みを行います。

施策	方針(内容)
家族介護者支援の推進	<ul style="list-style-type: none">●介護者リフレッシュ事業として、介護からの心身のリフレッシュ支援、介護者家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催、介護方法や介護予防・健康づくり等に係る教室の開催を行います。●「介護マーク※1」を啓発し、介護しやすい環境を目指します。●精華町介護者家族の会等の活動支援を行います。●「精華町こころの相談室」や「いのちの電話相談」を通じて介護者の精神的負担軽減に努めます。●事業実施にあたっては、内容を介護者の意向にあったものにし、介護者の身体的、精神的負担を軽減する一助となるように事業を充実させます。

※1 介護マーク

介護者が外見では介護していることがわかりにくいような場面において、誤解や偏見を持たれないよう、介護中であることをわかるようにするためのマーク。



(5) 介護保険事業の適正な運営

◆ 概要と現状

高齢者数の増加が見込まれ、サービスニーズの高まりが予想される中、介護保険制度の持続可能性のためにも、適切なサービス提供が一層求められています。

介護保険制度・サービスに関する情報提供の際には、高齢福祉サービス以外のサービスも掲載するなど、介護保険に関するパンフレットの充実を図り、利用のしやすさの向上に努めました。

要介護認定の際には、認定調査の内容を確認、点検しており、介護認定審査会は町独自で実施しています。また、認定調査員の研修会を実施し、調査の質向上を図っています。

低所得者の経済的負担の軽減のため、消費税による公費投入を行い、介護保険料の低所得者対策を実施しています。また、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度等の利用がありました。

介護保険サービスの質の向上のため事業の在り方の検討や介護保険事業所への指導を行っています。また、住民や利用者から苦情があった際には迅速に対応しています。

施策	方針(内容)
介護保険制度・サービスに係る情報の提供	<ul style="list-style-type: none">●住民が適切なサービスを利用できるように、介護保険制度の周知に取り組みます。●高齢福祉サービスのわかりやすさ、利用しやすさの向上に努めます。
要介護認定・介護給付の適正の確保	<ul style="list-style-type: none">●要介護認定が公平・適正に行われるよう、研修会や調査内容の点検により、認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上、平準化を図ります。●介護認定審査会は、町単独で設置とし、円滑な認定審査の運営を図ります。●限られた財源の中で、適かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、介護保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進等、介護給付の適正維持に努めます。
低所得者の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">●介護保険料の低所得者対策を継続して実施します。●低所得者に対して、経済的な負担によりサービス利用が抑制されないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。

施策	方針(内容)
介護保険サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供される介護保険サービスの内容について、精華町による監督、利用者評価や第三者評価等を行い、その質の向上を図るとともに、住民が介護保険サービスを選択するときに、その評価を活用できるようにします。 ● 住民からの苦情を受けた場合等、介護保険サービス提供事業者に対して、迅速かつ適切な改善策を講じるように指導します。 ● 介護保険事業そのものに関する苦情について、関係機関の指導・助言を得ながら、保険者責任において解決に努めます。
安心して利用できるサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護施設において、虐待防止や従事者の通報義務について啓発を図るとともに、人権擁護や高齢者虐待防止に関する研修等の取り組みを進めます。高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとになりうる施設等における身体拘束についても、介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取り組みを進めます。 ● 感染症や災害時に介護サービスを継続して提供できるようBCP(業務継続計画)^{※1}の策定、研修や訓練の実施が義務付けられていることから、サービス事業者に対して必要な助言や支援を行います。

※1 BCP(業務継続計画)

大規模災害の発生や感染症の流行など不測の事態が発生しても、事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるため、平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応方法などをまとめた計画のこと。

(6) 介護人材の確保

◆ 概要と現状

全国的に介護人材の不足が課題となっています。介護人材の不足に対しては、専門職の確保だけでなく、事務員等の配置やボランティアの受け入れ等の対応方法も考えられます。

本町においても、介護人材の不足が課題となっています。また、事業所調査の結果では、約6割の事業所が人員不足を感じており、人員確保の方策について町に支援してほしいとの回答が5割となっています。今後のボランティア団体等との共同については約4割が受け入れ意向ありの回答をしています。今後も引き続き京都府と連携して人材の確保に努めるとともに、元気高齢者等が総合事業の介護現場で活躍できるための、研修や支援を行います。

生活支援等の担い手を確保するため、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて住民が支え合う地域づくりを進めています。

人材が不足している介護現場の負担を少しでも軽減するため、文書の標準化によって、提出文書の簡素化を図りました。各種申請書式については、ダウンロードできるようホームページに掲載しています。事業所調査の結果では、業務量が増加しているために職員が不足しているとの回答もみられたため、今後も業務効率化について検討していきます。

施策	方針(内容)
福祉・介護サービス従事者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">●介護サービス従事者の確保のため、資格取得の支援を行います。●元気高齢者等が総合事業の介護現場で活躍できるための研修や支援を行います。●京都府との連携のもと介護職員の確保に向けた取り組みを推進します。また、介護人材の確保のため、せいかジョブポイント等との連携を図っていきます。
生活支援等の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none">●生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて住民が支え合う地域づくりを進めます。●地域共生型社会を意識し、取り組みを進めます。
各種制度の周知	<ul style="list-style-type: none">●京都府が実施している「きょうと福祉人材育成認証制度※1」等各種制度の周知を図ります。●介護人材の就労支援情報や介護ロボット導入等ICTの活用につながる情報提供を行います。

施策	方針(内容)
介護現場における業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ●文書についての簡素化、標準化を図り、業務の負担軽減を図ります。 ●各種申請書様式について、ダウンロードできるように、町ホームページに掲載します。

※1 きょうと福祉人材育成認証制度

人材育成に積極的に取り組む福祉事業所を京都府が認証し、公表している。